

第4 藤楓協会および皇室の役割

一 貞明皇后とハンセン病問題

1920（大正9）年9月2日、首相原敬は来訪した三浦梧楼に対し、「先帝の御時代とは全く異りたる今日」という認識のもと、軍部が「統帥権云々を振廻す」のは皇室の前途にとり危険であると批判、「政府は皇室に累の及ばざる様に全責任の衝に当るは憲政の趣旨にて、又皇室の御為めと思ふ。皇室は政事に直接御関係なく、慈善恩賞等の府たる事とならば安泰なりと思ふて其方針を取りつゝある」と述べている（『原敬日記』5巻、福村出版社、1965年）。大正天皇嘉仁の病状が悪化しているなかで、ロシア革命や米騒動を経験した原は、「慈善恩賞等の府」としての皇室像こそが、皇室の安定につながると認識していたのである。

近代日本の皇后像を研究した片野真佐子は、「皇室を慈善恩賞の府、とりわけ慈善の府となし、皇恩の広大さを目に見えるかたちで国民に知らしめるもつとも有効な事業はなにか。的は『救癩』事業にしぼられた。問題は国家の体面にかかっている。『癩』の問題を放置する国家を、西洋社会は文明国家と認めないからである」と述べ、皇室と「救癩」の接点となったのが貞明皇后^{きだこ}節子であったと結論する（片野真佐子『皇后の近代』講談社、2003年）。

たしかに、貞明皇后（節子は1926年12月25日に大正天皇が死去した後は皇太后となるが、本報告書においては諡名である貞明皇后で表記を統一する）は、1930（昭和5）年、癩予防協会設立の基金に「御手許金」を「下賜」し、1932（昭和7）年11月10日には、大宮御所の歌会で「癩患者を慰めて」と題して「つれづれの友となりても慰めよ 行くことかたきわれにかはりて」などの歌を詠むなど、皇室の「救癩」の象徴となっていく。

では、なぜ、象徴の役割が貞明皇后でなければならなかったのか。これについては、片野も引用している次田大三郎「地方局の思い出を語る・上」（『自治時報』1959年5月号）に詳しい。それによれば、癩予防協会設立時、内務省地方局長であった次田は内相安達謙蔵に対し、「一つ、皇室のお力を借りられたらいいのではないか。大臣が皇后に拝謁されて、あの光明皇后—奈良時代の光明皇后の先例にもあるから、皇后が、そういう哀れなるらい患者のために大御心をわずらわすということにされたらいいと思う。そういうことをお願いなすつて、皇后がそれをやつてくださるということであれば、それはもう皇室中心の日本で、きゆう然として世論がそれにしたがって来るだろうと思う」と述べ、安達もそのとおりに、貞明皇后に願い出て、同意を得たという。

次田は、隔離政策に国民の理解を得るための「プロパガンダの一つの方法」として、貞明皇后を担ごうとしている。そして、その根拠は光明皇后の「救癩」伝説にあった。かつて、光明皇后がハンセン病患者の背を流し、膿を吸ったという伝承を現代に再現する意味で、貞明皇后は象徴となり得たのである。

貞明皇后は、すでに1925（大正14）年、後藤静香が主宰する教化団体希望社を介してハンセン病患者の処遇に関心をいだき、「女官一同」の名で、金一封を後藤に贈っていた（加藤義徳「後藤静香と救癩運動」、『J LM』571号、1980年11月）。希望社は全生病院への慰問や群馬県草津の鈴蘭

園への支援をおこなうなど、隔離を前提にした患者の「救済」を実践し、希望社が発行する『希望』は宮中の女官にも読まれていた。

貞明皇后は安達内相の申し出を受けて、1930（昭和5）年11月10日、「御手許金」24万8000円を内相と拓務相に「下賜」した。このうち、20万円が癩予防協会の基金に組み込まれ、残りは日本国内と朝鮮・台湾の計10か所の私立療養所への補助、公立療養所職員への慰安、および公私立療養所入所者への慰安に使用された（関屋貞三郎『皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業』、癩予防協会、1935年）。その際、入江大宮大夫より「熟ら思召さるゝには世に不幸な者多しと雖も癩病患者の如く治療の方難く家庭の樂もなき悲惨なるものあらしと最も御同情遊はされ、又其の患者を救護し事務に尽瘁する人々の献身的の至誠に深く御感動あらせられ、今般此種の社会事業に対し夫々御下賜あるべき旨御沙汰あらせらる」という「謹話」が発表され、貞明皇后の「同情」が強調された（『山桜』12巻10号、1930年10月）。

また、1934（昭和9）年3月、中央社会事業協会主催の社会事業中央講習会で、「皇室と社会事業」の題で講演した前宮内次官関谷貞三郎も、貞明皇后と「救癩」の関わりについて詳しく論じている。この講演は、同協会より冊子になり刊行されているが、全体47頁のうち、貞明皇后と「救癩」についての叙述が7頁を占めている。講演は、古代から近代に至る内容であったことを考えると、その比重の大きさは否定できない。関屋は「光明皇后様の癩病患者をお洗ひになつた伝説なども思ひ出さるゝ訳で、最も人の嫌ふ病氣に対して、特に御仁慈の思召を賜つたと云ふことは、訳に有難いことで、矢張り皇室の社会事業に関する歴史を書く上には、古今相對して最も著しい御事蹟と拝察するのであります」と力説していた（関屋貞三郎『皇室と社会事業』、中央社会事業協会、1934年）。

貞明皇后のハンセン病患者への「仁慈」は植民地にも流布される。そのために奔走したのが、静岡の其枝基督教会の牧師飯野十造である。飯野は、1931（昭和6）年5月、「皇太后陛下ノ御坤徳ヲ礼讚シ其偉大ナル御仁慈ノ大御心ヲ人類ニ普及徹底セシメ愛憐ノ精神ノ実現ヲ期スルヲ目的トス」「皇太后陛下ノ御聖慮ニ体シ癩病ノ根絶ヲ期スルモノニシテ癩病救済ノ事業ノ達成ヲ支援ス」と明確にうたった御坤徳礼讚会を設立している。御坤徳礼讚会は、元内相安達謙蔵を顧問に戴き、会長に宮中顧問官三室戸敬光、副会長に元宮中女官阪東止女子を配した。専務理事となった飯野は、「御坤徳」を植民地にまで拡大するべく、1933（昭和8）年9月に満州癩予防協会を設立した。「満州」からの帰途、朝鮮に立寄った飯野は、すでに1932（昭和7）年12月に総督府が朝鮮癩予防協会を設立したことについて「無私^マの愛が異民族と異民族とを一つにする」と感動している（飯野十造編『愛のみち』5号、1933年12月）。また、台湾にも1933（昭和8）年6月、台湾癩予防協会が設立されている。朝鮮・台湾の癩予防協会にも貞明皇后からの「下賜金」が与えられている。

さらに、1942（昭和17）年、「大東亜共栄圏」に日本のハンセン病患者を送り出し、現地の患者を看護させようという「救癩挺身隊」構想が、長島愛生園などから提起されると、同園事務官宮川量（ペンネーム東洋癩生）は「八紘一宇の理念さらに我等に尊い皇室の御仁慈がある。これを大東亜の病める兄弟姉妹に頒ち与へ、共に大恵に浴さしめたい」と訴え（東洋癩生「大東亜救癩進軍譜」、『愛生』13巻1号、1943年1月）、入所者の間にも、隔離された自分たちでも御国に奉公できると

第四 1953年の「らい予防法」

いう意識が強まり、星塚敬愛園の入所者は、貞明皇后の「つれづれの友となりても慰めよ」の歌をもとに皇室の「仁慈」が「大東亜共栄圏」のすべてのハンセン病患者を救済する「御歌海を渡る日」を待望していた（南幸男「南方救癩に処する我等病者の心構え」、『愛生』13巻3号、1943年3月）。結局、「救癩挺身隊」構想は、戦局の悪化で実現しなかったが、貞明皇后のハンセン病患者への「仁慈」がこうして、患者の戦争動員の論理にも適応されていった。

このように、ハンセン病患者は皇室の「仁慈」を顕在化させる恰好の対象とされた。しかし、その一方で、ハンセン病患者は皇室の権威を借りて排除された事実も指摘しなければならない。

二 皇室行事とハンセン病患者

1915（大正4）年11月、貞明皇后の夫である大正天皇の即位の儀式、「大正大礼」が京都で挙行されたが、すでに3月15日、内務次官は関係各官庁に「御大礼ニ関スル衛生上注意事項」の通牒を發し、そのなかで「浮浪徘徊ノ癩患者ヲ一層嚴重ニ取締ルコト」「癩患者ノ一時救護設備ヲ拡張セシムルコト」「療養ノ資力アル癩患者ニハ消毒其ノ他ノ予防方法ヲ厲行セシメ且群集ノ場所ニ出入セサル様説諭スルコト」を求めている（内務省衛生局編『御大礼衛生記事』、1916年）。また、京都府警察部は「癩ノ自家治療ヲ為セルモノハ特ニ其視察ヲ嚴ニシ、一面浮浪徘徊セル無資力患者ニ注意ヲ払ヒ且ツ第三区療養所ニ交渉シテ大礼期間内ハ事情ノ如何ニ拘ラス努メテ其收容ヲ完カラシムル方法ヲ講」ずることとし、内務省の指示で、大阪市にある第3区療養所、すなわち外島保養院は收容人員を100人増員するために増築されている（京都府警察部編『大正大礼京都府記事』警備之部、1916年）。このときのハンセン病患者への取り締まりは、内務省に報告されただけでも、東京・神奈川・静岡・愛知・滋賀・三重・京都・奈良・大阪・兵庫・高知・大分・千葉・栃木・山梨・福井の各府県で実施されている（前掲内務省衛生局編『御大礼衛生記事』）。

さらに、1927（昭和2）年2月7日、東京で大正天皇の「大喪」が挙行された際、東京府は、府下にある精神科の松沢病院と全生病院とに対し、「学務部長より病者の保護警戒をなさしむる様通帳を發」した。そして、これに続く1928（昭和3）年11月、京都でおこなわれた昭和天皇の即位儀礼である「昭和大礼」に際しては、「大正大礼」以上のハンセン病患者への取り締まりがおこなわれた。

まず、3月28日、内務次官は「御大礼衛生施設事項ニ関スル件」の通牒を関係各府県に發し、そのなかで「浮浪徘徊ノ癩患者ニ対スル取締ヲ嚴重ニシ關係ト協力シ遺憾ナキヲ期スルコト」「癩患者ノ一時救護設備及ヒ拡張ヲ図ルコト」「私宅療養患者ヲシテ多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ来集ヲ目的トスル場所ニ出入セシメサルコト」「癩療養所所在地府県ニ在リテハ收容中ノ患者ノ逃走防止ニ就キ特ニ注意スルコト」を求め（内務省衛生局編『昭和御大礼衛生記録』、1929年）、この通牒にもとづき、6月、大阪府知事は外島保養院の收容人員を150人増員するために、増築することを決定している（京都府警察部編『昭和大礼京都府警備記録』下巻、1929年）。外島保養院は2度の大礼で收容人員を250人増したことになる。

こうしたなかで、内務省衛生局に報告されただけでも、東京・神奈川・兵庫・山梨・秋田・富山・

徳島・香川・愛媛・佐賀の各府県で、放浪する患者の収容と自宅療養患者の監視強化がなされていた。特に、京都府では、京都市とその周辺で9月23日、10月21日、11月1日の3回にわたり、放浪するハンセン病患者の一斉取り締まりがおこなわれた（前掲内務省衛生局編『昭和御大礼衛生記録』）。その実態は犯罪者の逮捕と同様であり（『大阪朝日新聞』京都版、10月23日）、伏見では、警察と青年団とが協力し、「大礼」前に放浪するハンセン病患者の「根拠地ノ一掃ニ勉メタ」という（毛涯鴻『癩患者ノ浮浪状態』、1931年）。「大礼」はハンセン病患者にとり、受難の時であった。

三 藤楓協会の設立

1. 遺金を基金とする「救癩団体」設立へ

1951（昭和26）年5月17日、貞明皇后が死去した。1951（昭和26）年5月というと、癩予防法改正をめぐる論議が高まっていくときである。中島三千男『天皇の代替りと国民』（青木書店、1990年）は、6月20日付『朝日新聞』の「貞明皇后の御葬儀を前にボーイ・スカウト都連盟が街頭で服喪運動をはじめた。一つ十円の黒いリボンの喪章を道行く人に呼びかけ、その収益を、貞明皇后遺徳をしのぶライ療養所と、“鉦山病”ともいわれる、ケイ肺病院に寄附しようという趣旨」という記事を紹介している。貞明皇后の「救癩」事業への献身は、その死に際しても強調された。ここに貞明皇后の「御遺金を救癩事業へ」という運動が起こる。

6月16日付『毎日新聞』夕刊には「天皇陛下、秩父、高松、三笠の三宮殿下は“貞明皇后”の御遺徳を追慕せられ、特に終始力を尽された癩救療に関する偉業を顕彰するため、設立当初から関係深い財団法人癩予防協会に対して、貞明皇后からうけつがれる御遺金を皇室経済に関する手続きを経たうえ贈賜せられ、今後とも政府及び国民とともに癩救療事業の目的達成のためにお尽しになることになった」と伝え、このことを、宮内庁長官田島道治から伝達された厚相黒川武夫は「癩予防協会といたしましては、この有難き思召しを生かすため今後協会を根本的に改組して、強力なものとして、その救癩活動を一層積極的に行いたいと考えております。貞明皇后の御誕生日である六月廿五日は『癩予防デー』として特に貞明皇后の御遺徳を偲び奉るにふさわしい意義のある事業を実施致したい」と感想を述べている。

この計画が発表されると、新聞各紙は、そのためのキャンペーンを開始する。6月17日付『毎日新聞』夕刊は、東京新橋の芸者りえじ（本名篠原治）が「皇太后さまの大喪儀を記念するため皇太后さまが御生前お心を痛められた救ライ事業を助けるため」、300万円の募金活動を開始したことを伝えた。篠原は、新橋三業組合に働きかけ、5年間で300万円を集め、それを癩予防協会に寄付するという計画をたて、その旨を黒川厚相に申し出、黒川はその募金団体を「昭和会」と命名した。篠原は「救ライに力をつくされた皇太后さまの御遺徳をしのんで、私たち女の力で社会のためになることをしたいとみなで相談したのです。こんどの計画も皇太后さまの崩御をいちばん悲しんでいるにちがいない不幸なライ患者のために少しでも力になりたいという気持から起きたものです」と抱負を語っている。

また、7月3日付『朝日新聞』も、コラム「今日の問題」で、「救ライ事業」という記事を掲載し、